

議第50号

京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について

京都市立小学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市立小学校条例の一部を改正する条例

京都市立小学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

京都市立陶化小学校	京都市南区東九条中御霊町55番地	を
京都市立東和小学校	京都市南区東九条南烏丸町19番地	
京都市立山王小学校	京都市南区東九条東山王町27番地	
京都市立凌風小学校	京都市南区東九条下殿田町56番地	に

改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

京都市立陶化小学校ほか2校を統合して京都市立凌風小学校を設置する必要があるので提案する。